

奥武山公園及び奥武山総合運動場の管理に関する重要事項について

令和 7 年 7 月 18 日の指定管理者制度運用委員会において、奥武山公園及び奥武山総合運動場の令和 6 年度実績に係るモニタリングの実施結果を検証し、適切に実施されていると評価を得たところであるが、同年 8 月 15 日、指定管理者である奥武山パークマネジメント代表企業株式会社トラステックから令和 5 年度及び 6 年度の自主事業収入の売上一部未計上に関する説明を受けた。そのため、臨時の制度運用委員会を開催し、令和 6 年度実績に関するモニタリングをやり直す必要が生じた。経緯は下記のとおりである。

記

1. 経緯・概要 別紙のとおり
2. 施設名：奥武山公園及び奥武山総合運動場
3. 開催日時：令和 7 年 10 月 21 日
4. 開催場所：県庁 14 階 会議室
5. 出席者：委員 4 人中 3 人出席
(委員長) 名桜大学人間健康学部准教授 濱本 想子
(委員) 上原香代子税理士事務所所長 上原 香代子(欠席)
(委員) 那覇市市民スポーツ課課長 牧野 成人
(委員) 沖縄県立高等学校体育連盟会長 名幸 哲
(事務局) 文化観光スポーツ部スポーツ振興課(土木建築部都市公園課と合同)
(指定管理者) 奥武山パークマネジメント 代表企業株式会社トラステック
6. 検証事項：奥武山公園及び奥武山総合運動場の管理に関する重要事項について
 - (1) 奥武山公園運営管理事務所(指定管理者)の売上一部未計上について
 - (2) モニタリングシートの修正について
7. 検証方法
 - (1) 事務局による事案の報告及びモニタリングシート修正箇所の説明
 - (2) 指定管理者からの意見聴取
 - (3) 委員からの質疑・意見
8. 検証結果
 - (1) 指定管理者において、6 月に把握した自主事業の売上未計上について、7 月に開催した指定管理者制度運用委員会に報告が無かったことについては、不適切な対応であったと言わざるを得ない。

- (2) 自主事業を実施する際に、一部県への申請漏れや現金の取扱いについても不適切な点が見られた。
- (3) 一方で、指定管理の適格性については、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に照らし、指定の取消までは至らないとする事務局の説明に対して委員から異論はなかった。
- (4) 今後については、再発防止策の徹底及び適切な施設の管理運営を担保するため、県に対して指定管理者（株式会社トラステック）への改善勧告書の発出及び指定管理者制度の公平性・透明性を確保するため、本事案の公表が求められた。

9. 主な質疑・意見（委員○、事務局●、指定管理者△）

- 7月18日の委員会で状況報告ができなかった理由について聞きたい。
- 自主事業における現金の取扱いについて社内調査中であったことから、7月18日の委員会で報告ができなかったと聞いている。
- 自主事業の収入売上が指定管理料に影響しないか。
- 影響はない。上限額算定の基礎となる経費の部分からも自主事業の収支は除外されている。
- 次期公募に申請があった場合について聞きたい。
- 取消処分に該当しない場合は欠格条項に該当しないため、申請自体は受付可能である。
- 一部県の承認を得ていない自主事業で売上の処理に困り未計上になったとあるが、承認を得ているものはなぜ計上しなかったのか。
- △令和7年度の光熱水費の赤字補填のため、一部残していた形となる。
- 今後の指定管理業務には、今回判明した事実・反省を社内研修に生かすことを望む。
- 会計処理不明の現金を次年度の赤字予算に充当するという考え方は絶対にあってはならない。
- 個人的に流用する意図の有無とは関係なく、現金の取扱いは常に経理が把握できる体制が必須である。
- 会計処理不明の取引がある場合、その処理について放置することは絶対に避けるべきではない。
- 県への実績報告等で全体だけでなく個別の収支についても双方が確認できるようなチェック体制を構築することが望ましい。

11. 会議の公開状況：非公開（沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第3号）

(別紙)

○経緯・概要

・令和7年6月、職員の内部報告により社内で問題が顕在化し、本社から管理事務所への聞取りを実施。本社に書類や現金を持ち帰り、事実確認及び詳細調査を開始した。

・令和5年度及び6年度の自主事業における売上が経理上把握されず、職員が現金で保管・管理していた。加えて本自主事業は県の承認を得ていないものもあったことが判明した。

令和5年度：自主事業（ドッグラン | R6. 3. 23-24 開催） 178,300 円

令和6年度：自主事業（ワンダフルフェス | R7. 3. 8-9 開催） 566,200 円

(事案への対応)

・令和7年8月、本社監査役と調整の上、税務署へ修正申告・納税を済ませた。

・社内の懲罰委員会を開催し、同委員会の調査・審査の上、事案の対象者の処分を決定。以下の再発防止策を図ることとしている。

- (1) 現金収受を減らすため、レジスター導入済み。今後はキャッシュレス決裁の導入及び券売機の金種増設を予定。
- (2) レジスター記録と現金、収支との整合性をチェックし、1日に複数回確認を行うなど、チェック体制の強化。
- (3) 企業内におけるガバナンスの見直しと再構築、全社員に対し規程研修を実施予定。